

都の令和8年度ひきこもりに係る支援事業の取組(案)について

令和8年度予算:372百万円(令和7年度:384百万円)

当事者・家族が安心して一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援を受けられるよう、都民及び関係者への普及啓発・効果的な情報発信、相談支援等を行うとともに、身近な地域において切れ目のない支援体制を整備する区市町村を支援することを目的とする

●ひきこもりに係る支援協議会の運営
➢ 学識経験者や当事者団体・家族会、関係機関等からなる協議会において、当事者・家族の状況に応じた切れ目のないきめ細かな支援について検討

①当事者・家族向けの相談等支援(運営:ひきこもりサポートネット)

○相談事業

相談支援

電話相談

☎ 0120-529-528

受付時間：月～土曜日 午前10時～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

訪問相談

区市町村を通じて申込みを受付
詳しくはひきこもりサポートネットのホームページをご覧ください。

オンライン相談

ピアオンライン相談

ピアサポーターによるオンライン相談を週1回実施

メール相談

受付時間：ホームページから24時間受付
※原則3営業日以内に返信します。

来所相談

事前予約制 電話又はメールにてご連絡ください。

家族セミナー

個別相談会

都の連携団体や関係機関等による、合同説明相談会

○社会参加等応援事業

- ・都の連携団体(「ひきこもり等のサポートガイドライン」の理念に沿って活動する団体として協定を締結する団体)と連携・協働したサポートを実施
- ・多様な地域資源の情報を収集のうえ新たな連携団体を開拓



②区市町村等への支援

拡充

○区市町村訪問支援事業

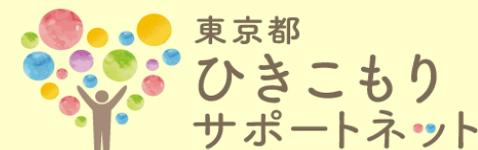
- ・区市町村の後方支援を専門とする職員をサポートネットに配置し、当事者相談会・ケース検討会議・モニタリング・訪問同行支援などひきこもり支援の一連の流れに沿って定期的に区市町村をフォローアップ

○多職種専門チームの設置

- ・サポートネットにおいて医療、心理、法律、福祉の専門職を配置したケース検討会議を隔月で開催し、困難ケースへの助言等を実施

○ひきこもりに係る支援者交流会

- ・区市町村等において相談窓口等を運営する現場の支援者が一同に集まり、支援事例の共有や意見交換等を行う交流会を年2回実施



○ひきこもり支援推進体制立ち上げ支援補助事業 * 原則2年を上限

- ・区市町村における事業の立ち上げを支援するため、国の「ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」を新たに実施する自治体に対し、事業経費について補助

* ひきこもり支援推進体制立ち上げ支援補助金交付要綱(都補助要綱)



③都民・関係者への普及啓発・効果的な情報発信

○広報の展開

新規

- ・民間の専門事業者等による最新の知見や創意工夫等を活用して、ターゲット層を意識した素材の作成と媒体選定を行う(企画提案方式)。
また、広報実施後は各媒体の効果検証と、ひきこもりへの認識に関する意識調査を実施。
- ・都や区市町村のひきこもり相談窓口のほか、支援団体や関係機関等を紹介するリーフレットを作成し、当事者やその家族等に広く周知
- ・ひきこもりに関する講演会を開催



拡充

- ・当事者・家族向けポケット相談メモの配布先を拡充

④人材育成

○ひきこもりに係る支援者等育成研修等事業(仮)

支援者向け研修

- (1)ひきこもり概論
- (2)訪問相談支援
- (3)居場所支援
- (4)家族への支援
- (5)事例検討
- (6)活動事例紹介
- (7)テーマ別研修



実施団体向け研修

- (1)ひきこもり等のサポートガイドラインに係る研修

関係機関向け専門研修

- (1)ひきこもり概論

民生委員・児童委員向け研修

- (1)ひきこもり概論【動画】
- (2)家族支援【動画】
- (3)都の支援体制【動画】
- (4)対面研修

